

中小企業共通 EDI 認証規約書

特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会

つなぐ IT 推進協議会

第1条（総則）

本規約は、【特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会・つなぐ IT 推進協議会】が、業務アプリケーション・サービスのユーザーが安心して業務アプリケーション・サービスを選定し利用できるように、中小企業共通 EDI に対応する業務アプリケーション・サービスが、中小企業共通 EDI 標準仕様書に適合していることを認証し、この認証によって業務アプリケーション・サービスを提供する企業の製品又はサービスの展開を促進させるとともに中小企業共通 EDI を広く普及させることを目的とする。

第2条（認証）

特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会（以下、IT コーディネータ協会）は、別途提供する認証に関する詳細説明に従い、業務アプリケーション・サービスを提供する企業に対して、「中小企業共通 EDI 認証」を付与する。なお、詳細説明の概要は以下のとおりである。

認証の対象

対象 P：共通 EDI プロバイダ

対象 B2：レベル 2 業務アプリ

対象 B1：レベル 1 業務アプリ

対象 T：連携補完アプリ

審査基準

業務アプリケーション・サービスについて、「中小企業共通 EDI 標準仕様書」への適合性並びに「中小企業共通 EDI メッセージガイドライン」及び「中小企業共通 EDI 実装ガイドライン」に基づく公開度合を審査する。

認証内容

審査の結果、下記 2 要件を充足するものについて、「中小企業共通 EDI 認証」を付与する。

- ① 中小企業共通 EDI に対応する業務アプリケーション・サービスが、中小企業共通 EDI 標準仕様書に適合し、相互連携性を確保するために必要な要件を満たしていること。
- ② ユーザーが相互に接続するために確認が必要となる機能について、業務アプリケーション・サービスがどのように対応しているかを公開情報で確認できること。

審査料(税別)

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 共通 EDI プロバイダ | 金 100,000 円 |
| ② レベル 2 業務アプリ | 金 50,000 円 |
| ③ レベル 1 業務アプリ | 金 50,000 円 |
| ④ 連携補完アプリ | 金 50,000 円 |

第3条（認証を受けた企業の権利及び義務）

「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業は、認証を通知する書面の発行の日から 2 年間（以下「登録期間」という。）、自社の製品及びサービスについて、「中小企業共通 EDI 認証」の製品パッケージやパンフレット等への表記及び IT コーディネータ協会が別途定める認証マークを使用することができる。

第4条（認証を受けた企業の登録）

IT コーディネータ協会は、認証を受けた企業に関する登録記録を保管し、認証を受けた企業の情報をホームページ等で公表する。

- 「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業は、認証登録料として、金 40,000 円（税別）を、認証を通知する書面の発行の日から 14 日以内に、一括して納付するものとする。
- いったん納付を受けた登録料は、返還されないものとする。
- 「中小企業共通 EDI 認証」は、1 年間の期間満了の 1 ヶ月前に申請し、別途定める更新申請を経ることにより、さらに 1 年間更新することができる。その後も同様とする。

第5条（「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業の責任）

「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業は、中小企業共通 EDI の仕様に適合した状態を、登録期間中責任をもって維持するものとする。

- 「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業は、自社の製品又はサービスの中小企業共通 EDI の仕様の適合性に関し、第三者から苦情を受け又は損害賠償その他の請求を受けた場合、「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業の費用と責任においてこれに対応し解決するものとし、IT コーディネータ協会に対し一切の負担及び迷惑を及ぼさないものとする。

第6条（調査及び認証の停止又は取消）

IT コーディネータ協会は、必要があると認めるときは、「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業の製品又はサービスの適合性について、「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業に対して報告を求めるものとする。

- IT コーディネータ協会は、前項に基づく報告内容（報告の有無を含む。）を踏まえて、IT コーディネータ協会の裁量により、認証の一時停止又は取消を行うことができる。
- 「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業は、認証の一時停止期間又は認証の取消後

は、「中小企業共通 EDI 認証」の表記及び認証マークの使用を行ってはならない。

4. 「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業に異議がある場合には IT コーディネータ協会に申し出るものとし、IT コーディネータ協会は誠実に異議の内容を聴取したうえで、裁量により最終判断を行うものとする。

第 7 条（普及に関する協力）

IT コーディネータ協会及び「中小企業共通 EDI 認証」を受けた企業は、「中小企業共通 EDI 認証」の制度を通して、多くの企業が中小企業共通 EDI に適合した業務アプリケーション・サービスを容易に開発・提供できる仕組みを構築し、中小企業 EDI を広く普及させるために相互に協力をしていくものとする。

第 8 条（改正手続）

本規約の改正は、IT コーディネータ協会つなぐ IT 推進協議会の審議を経て、IT コーディネータ協会が行うものとする。

附則

本約款は、2020 年 4 月 27 日から施行する。